

0620

令和4年3月28日

習志野市議会議長 殿

東京都千代田区平河町2-6-4 海事振興連盟

海事振興連盟

会長 衛藤

## 国民の祝日「海の日」を7月20日に固定化する意見書の提出を求める陳情

## 陳情趣旨

現在7月の第3月曜日とされている国民の祝日「海の日」を制定趣旨等に鑑み当初の7月20日に固定化することを求める意見書を貴議会より内閣総理大臣宛に提出願いたい。

**謹啓** 貴議会におかれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。私ども海事振興連盟は、超党派の国会議員350余名と海事関係団体等で構成される組織で、わが国の海事産業の発展に貢献すべく日々活動しております。

さて、国民の祝日「海の日」は、「海の恩恵に感謝するとともに、海洋国日本の繁栄を願う」ことを趣旨として、全国1,038万人の署名・約2,300に及ぶ地方議会の決議を経て平成7(1995)年に制定され平成8(1996)年から施行されております。

ご案内の通り「海の日」は、昭和16(1941)年に制定された「海の記念日」を基に制定されました。「海の記念日」は、明治9(1876)年に明治天皇が東北地方に巡幸した際、灯台視察船「明治丸」で航海し、同年7月20日に横浜港に無事入港されたことを記念して制定されたものです。

また、第1回海の日である平成8(1996)年7月20日は、世界の海洋秩序を定めわが国の排他的経済水域(EEZ)200海里の根拠となる「国連海洋法条約」がわが国において発効した日であり、平成19(2007)年7月20日は「海洋基本法」が施行され、わが国が新たな海洋立国を目指すことを宣言した日でもあります。

このように、当初「海の日」とされた7月20日は海洋国家日本の礎となる記念すべき日であり、「海洋国家日本を宣言した日」であります。

しかるに平成15(2003)年以降、いわゆるハッピーマンデー制度により、「海の日」は「7月の第3月曜日」になり、毎年その日にちが変動する祝日となってしまいました。

わが国は国連加盟193カ国の中でもいち早く「海の日」を国民の祝日とした唯一の国です。「海の日」の制定趣旨を顧みれば、海を通じて人的・文化的交流を図り、経済活動を行ってきたわが国にとって7月20日を「海の日」として国民の認識を得ることは海洋国家として当然のことと考えます。われわれ海事振興連盟は、海の日を7月20日に戻し、わが国を改めて名実ともに海洋国家といえる存在とするべく、議員提案として



その成立を期することといたしました。

かつて7月20日から31日までを「海の旬間」とし、各地方自治体において様々な行事が活発に開催されておりましたが、ハッピーマンデー化以降は「海の旬間」が設定できなくなり、地方自治体による行事も活発に開催されているとは言い難い状況となりました。「海の日」のイベント開催は年に一度わが国の平和と安全また海の資源を守り、海に働く人々に国民の目を向けてもらう日でありました。「海の日」が7月20日に固定化されれば、地方自治体が行う年間行事における海の日関連行事の位置づけが明確となり、各種行事が活発に開催され、国民の目が海辺の町、海に係わる産業やそこで働く人たちに向けられ、後継者になろうとする人たちの増加につながるものと期待されます。ハッピーマンデーは観光振興等に相応の効果をもたらしたと考えますが、「海の日」に関しては、全国の多くの公立学校が夏休みの開始日を7月21日としていることを考えますと、7月20日に固定化した方が夏休みと絡めて連休の効果が大きいと考えます。

また、2008年の国連総会において、「海を讃え、海洋の恵みを賛美し、またその本来の価値に感謝するため」、2009年以降6月8日を「世界海の日」とすることが決定され、毎年6月8日に国連や関係国で記念行事が開催されております。

政府が標榜する「自由で開かれたインド太平洋」を例にあげるまでもなく、政治・経済さらには地球環境問題において、今ほど「海」がクローズアップされている時代はありません。これら課題について、わが国が率先して積極的に問題提起を行う場合、海の日が毎年変わらうようでは、諸外国から見て軸の定まらない国として映るに違いありません。

四面を海に囲まれたわが国は海なしでは成り立ちません。海から大きな恩恵を受けると同時に、様々な影響も受けます。海に生かされている、と同時に海と共に生きる、すなわち海と共生している国民であるとも言えます。

「海の日」を7月20日に固定化することにより、国民の一人一人が海をめぐる様々な状況に思いを馳せ、「海の恩恵に感謝するとともに、海洋国日本の繁栄を願う」という「海の日」の趣旨に思いをいたす機運を盛り上げることが極めて重要であると思っております。

つきましては、貴議会におかれまして、地域振興の見地からも、国民の祝日「海の日」を7月20日に固定化する意見書を採択いただき、内閣総理大臣宛に提出いただきたく本状をもってお願ひする次第です。何卒ご高配賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

謹白

本状送付先:都道府県議会議長、市町村議会議長  
写送付先:都道府県知事、市町村長  
(注:市町村には東京 23 区も含む)

賛同している当連盟副会長

副会長・事務局長	塩谷 立	衆議院議員
副会長	二階 俊博	衆議院議員
副会長	額賀 福志郎	衆議院議員
副会長	甘利 明	衆議院議員
副会長	村上 誠一郎	衆議院議員
副会長	石破 茂	衆議院議員
副会長	松本 剛明	衆議院議員
副会長	前原 誠司	衆議院議員
副会長	玉木 雄一郎	衆議院議員
副会長	枝野 幸男	衆議院議員
副会長	海江田 万里	衆議院議員
副会長	石井 啓一	衆議院議員
副会長	馬場 伸幸	衆議院議員
副会長	宮沢 洋一	参議院議員
副会長	山口 那津男	参議院議員
副会長	増子 輝彦	参議院議員
副会長	山本 順三	参議院議員

本件に関するお問い合わせ先:

海事振興連盟 事務局 担当: [REDACTED]

〒102-0093 東京都千代田区平河町 2-6-4 海運ビル

電話: [REDACTED] FAX: [REDACTED]

E メール: [REDACTED]

# 習志野市議会

議長 清水大輔 殿

令和4年(2022年)5月12日

## 陳情書

陳情者  
女性スペースを守る会 -L G B T 法案における『性自認』に対し慎重な議論を求める会-  
代表 山田 韶子

住所  
〒242-0021 神奈川県大和市中央 2-1-15-5 階  
Fax : [REDACTED] / メール : [REDACTED]  
電話 : [REDACTED]

### 女性トイレの維持及びその安心安全の確保について 国に意見書を出すことを求める陳情

#### 陳情の趣旨

労働安全衛生規則第628条及び事務所衛生基準規則第17条所定の事業所トイレにおける大原則である「男性用と女性用に区別して設けること」につき、今後ともこれをくずさないよう所管の厚生労働省に申し入れること

公的な建物内、公衆便所や大規模小売店舗等の不特定多数が使うトイレにつき、女性トイレはすべからく維持し、またこれらトイレにおいて、女性の安心安全という権利法益を守るべく諸方策をとるよう国（内閣府）に申し入れることを求め、陳情いたします。



## 陳情の理由

令和3年12月1日施行の労働安全衛生規則等の改正は、男性用と女性用とに分ける大原則は維持しつつも、同時に働く労働者が常時10人以下であれば共用1個でよいとされ、更に独立個室型のトイレを設けたときは男女別トイレの設置基準に一定数反映させるともされました。

この動きは、公的な建物内、公衆便所や大規模小売店舗等の不特定多数が使うトイレにおいても、独立個室型のトイレで足りるとの設計を助長し、更には男女共用型のトイレで足りるとする傾向を成立・加速させる可能性があります。

しかし、女性トイレは、女性が長年かけて獲得してきたものです。性犯罪のほとんどが男性によるものであることから、多くの悲惨な被害を重ねながらも、先人の女性達が血と涙を流して闘い、設置されてきました。女性トイレでの女性は、より無防備であることから身体男性への恐怖感があります。個室に引きずりこまれての性暴力被害、個室での盗撮や盗聴被害の増加、さらに使用済みの生理用品を見られたり、持ち出される事件は後を絶ちません。特に、警戒心が薄く抵抗する力のない女児や、障害のある女性が性暴力被害に遭いやすい傾向にあります。

したがって、事業所トイレにおける大原則である「男性用と女性用に区別して設けること」を今後とも崩さず、女性トイレはすべからく維持し、また女性の安心安全という権利法益を守るべく諸方策をとることは極めて重要です。

以上

2022年 5月 18日

「国における2023年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する陳情書

住 所 千葉市中央区中央4-13-10 千葉県教育会館

団体名 子どもたちの豊かな育ちと学びを支援する教育関係団体千葉県連絡会

千葉県市町村教育委員会連絡協議会

千葉県都市教育長協議会 千葉県町村教育長協議会

千葉県PTA連絡協議会 千葉県小学校長会

千葉県中学校長会 千葉県公立学校教頭会

千葉県養護教諭会 千葉県学校事務研究協議会

千葉県学校栄養士会 千葉県高等学校長協会

千葉県特別支援学校長会 千葉県高等学校教頭・副校長協会

千葉県特別支援学校副校長・教頭会

千葉県退職校長会 千葉県公立学校事務長会

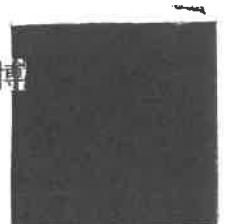
千葉県公立高等学校事務職員会

千葉県高等学校PTA連合会 千葉県退職教職員の会

千葉県退職女性教職員の会 千葉県教職員組合

会 長

秋田 秀博



習志野市議会議長

清水 大輔 様



## 【陳情事項】

2023年度予算編成にあたり、憲法・子どもの権利条約の精神を生かし、子どもたちによりよい教育を保障するために、「国における2023年度教育予算拡充に関する意見書」を貴議会において採択していただき、政府及び関係行政官庁あてに意見書をご提出いただきたくお願い申し上げます。

## 【陳情理由】

貴議会におかれましては、日ごろから学校教育への深いご理解とご配慮をいただき深く感謝申し上げます。

さて、教育は日本の未来を担う子どもたちを心豊かに育てる使命を負っております。しかしながら、社会の変化とともに子どもたち一人ひとりをとりまく環境も変化して、教育諸課題や子どもの安全確保等の課題が山積しています。また、東日本大震災、原子力発電所の事故、さらに各地で地震や豪雨、台風などの大規模な災害、そして、新型コロナウィルス感染症の拡大と立て続けに発生しました。災害からの復興・感染症の克服は未だ厳しい状況の中にあるといわざるをえません。子どもたちの健全育成をめざし豊かな教育を実現させるためには、子どもたちの教育環境の整備を一層すすめる必要があります。

そこで、以下の項目を中心に、2023年度にむけての予算の充実をはたらきかけていただきたいと考えます。

1. 災害からの教育復興にかかる予算の拡充を十分にはかること
  2. 少人数学級や小学校高学年専科を実現するため、公立義務教育諸学校の教職員定数を改善する計画を早期に策定・実現すること
  3. 保護者の教育費負担を軽減するために義務教育教科書無償制度を堅持すること
  4. 現在の経済状況を鑑み、就学援助や奨学金事業にかかる予算をさらに拡充すること
  5. 子どもたちが地域で活動できる総合型地域クラブの育成等、環境・条件を整備すること
  6. 安全・安心で個別最適な学びを実現する施設環境の整備にむけ、バリアフリー化や、洋式・多目的トイレ、空調設備設置等の公立学校施設整備費を充実すること
  7. 子どもの安全と充実した学習環境を保障するために、財政措置を講じること
  8. 感染症に伴う臨時休校等の様々な措置により、児童・生徒が健康面・学習面で不安やストレスを感じることがないよう財政措置を講じること
  9. GIGAスクール構想に伴うICT環境の整備促進のために、財政措置を講じること
- など

以上、昨今のさまざまな教育課題は、教育予算を十分に確保することにより、解決されるものが多くあります。

貴議会におかれましては、本陳情の趣旨についてご審議いただき、議決の上、政府及び関係行政官庁あてに意見書を提出していただきたくお願い申し上げます。

2022年 5月 18日

「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する陳情書

住 所 千葉市中央区中央 4-13-10 千葉県教育会館

団体名 子どもたちの豊かな育ちと学びを支援する教育関係団体千葉県連絡会

千葉県市町村教育委員会連絡協議会

千葉県都市教育長協議会

千葉県 P T A 連絡協議会

千葉県中学校長会

千葉県養護教諭会

千葉県学校栄養士会

千葉県特別支援学校長会

千葉県特別支援学校副校長・教頭会

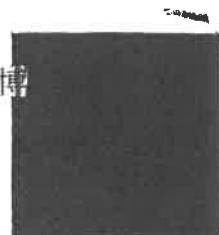
千葉県退職校長会

千葉県公立高等学校事務職員会

千葉県高等学校 P T A 連合会 千葉県退職教職員の会

千葉県退職女性教職員の会 千葉県教職員組合

会 長 秋田 秀博



習志野市議會議長

清水 大輔 様



## 【陳情事項】

2023年度予算編成にあたり「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」を貴議会において採択していただき、政府及び関係行政官庁あてに意見書をご提出いただきたくお願い申し上げます。

## 【陳情理由】

貴議会におかれましては、日ごろより学校教育への深いご理解とご配慮をいただき深く感謝申し上げます。

義務教育は、憲法の要請に基づき、子どもたち一人ひとりが国民として必要な基礎的資質を培うためのものです。教育の全国水準や機会均等を確保する義務教育の基盤づくりは、国の責務であり、そのために設けられたのが義務教育費国庫負担制度です。

しかし、かつては教材費、旅費、児童手当など多くの経費が対象となっていましたが、次第に対象から除外され給与費のみとなり、2005年には給与費の負担割合が3分の1に縮減されてしまいました。

現在、地方自治体の状況は様々であり、子どもたちととりまく教育環境にも格差が生じています。

国民に等しく義務教育を保障するという観点からいえば、財政的に最低保障として下支えしている義務教育費国庫負担制度は必要不可欠です。この制度が廃止されたり、国の負担割合がさらに下げられたりした場合、義務教育の水準にさらに格差が生まれることは必至です。

学校の基幹職員である学校事務職員・学校栄養職員を含め、教職員の給与を義務教育費国庫負担制度から適用除外することは、「義務教育費国庫負担法」第一条に明記されている「教育の機会均等とその水準の維持向上」という目的に反するばかりでなく、財政負担を地方自治体に課し、厳しい地方財政をさらに圧迫するものです。また、義務教育の円滑な推進を阻害するおそれも出てきます。よって、私たちは義務教育費国庫負担制度の堅持を強く要望します。

貴議会におかれましては、本陳情の趣旨についてご審議いただき、議決の上、政府及び関係行政官庁あてに意見書を提出していただきたくお願い申し上げます。

「消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書」を  
政府に送付することを求める請願書

## 紹介議員

石川 隆

入沢 俊行

荒原 ちえみ

宮内 一夫

藤崎 ちさこ



習志野市議会議長 清水大輔殿

2022年 5月27日

団体名 千葉西民主商工会

請願者 代表者名 真庭 武

所在地 千葉市花見川区桜見川町  
3-337-1

「消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書」を政府に  
送付することを求める請願書

【請願趣旨】

私たちは千葉市、八千代市、習志野市の商工業者をサポートする  
民主的な団体です。習志野市にいる多くの会員を代表して請願しま  
す。

コロナ禍や物価上昇、ウクライナ危機が日本経済に影響を与える  
中、2023年10月からインボイス制度（適格請求書等保存方式）が実  
施されようとしています。

インボイス制度が実施されれば、中小事業者やフリーランスの事  
務や消費税負担の増加につながります。消費税の免税事業者に新た  
な負担を強いいる制度は、コロナ禍から再起を図る事業者の重い足か  
せとなります。インボイス制度によって、新たに2480億円の消費税  
収が増えると財務省が試算するように、実施されれば消費者の負担  
が増えます。

インボイス制度について、業界団体や税理士団体なども「中止」「凍  
結」を求めていました。

以上の趣旨から下記事項について請願します。

【請願事項】

一、消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書を採択し、政府に送  
付していただくこと

地方自治法第124条の規定により、上記のとおり請願します。

# 習志野市から生活保護の不正受給による逮捕者の発現を防止し、かつ「優しさで繋がる街」を実現するため、受給者への見守り等及び不正受給者への対応を強化する事等を求める13枚組の陳情

\*本陳情が委員会に付託され市議会ホームページ他で公開される場合は、添付した10枚の数値資料（私の認識ではこの10枚の資料も陳情書の一部です）も併せて全13枚を一括してお取り扱い（公開）ください。また、委員会では議事録に残すため資料以外は朗読をお願いいたします。

## 【陳情趣旨】

直近の産経新聞（令和4年5月20日付）によると、千葉市在住の60歳無職男性が生活保護を不正受給したとして詐欺容疑で逮捕された事が報道されました。容疑の内容は、市に対し虚偽の収入申告、具体的には交通事故の損害賠償金70万円と入居していたアパートの退去費用200万円の臨時収入があったにもかかわらず、これらを申告しなかった（=不正受給を行った）との事です。

さて、生活保護とは困窮した国民に対し、健康で文化的な最低限度の生活を保障するための制度です。この「国民」には外国人は含まないことが最高裁判所で確定判断されています。要するに日本人は生活保護を受給する権利があるが、外国人には権利がない（法的根拠がない）、ということです。

にもかかわらず現状は困窮外国人に対しても人道的見地（慈愛の精神）から「準用」と称して施して差し上げています。

上記2点について私が思うのは、不正受給者に対しては原則通り即時全額一括返還を求めると共に、特に悪質と認められる者には逮捕される前に自首を促し、刑務所等で罪を償わせることが眞の優しさであり、同様に外国人への保護は行うべきではなく、困窮しているのなら母国（国籍国等）への帰国・帰還や、我が国よりも社会保障制度が充実し合法的に外国人にも保護を行っているといわれている国や地域（北欧諸国、北朝鮮など）を紹介し、我が国から退去させて差し上げることが眞の優しさだと認識しております。

習志野市では令和2年度末時点で1825世帯（前年比103%）が生活保護を受給しておりますが、同時期に於いて累積で108世帯（前年比109%）が不正受給を行っております。この内、外国人世帯は50世帯を保護中であり、さらに同時期に於いて累積で7世帯もが不正受給を行っています。不正受給額は同1億2850万円（前年比109%）にも達しています。また、令和2年単年度では28世帯32件もの新規不正受給が発覚しています。

直近の千葉市の例（上記）や習志野市の惨状（上記及び添付の資料）を見ると、本市においても類似の、または想像もつかないような手法で不正受給を行っている者が他にも居るのではないかという疑念を抱かざるを得ません。

添付した資料に掲載されている方々は不正受給者であり、その一部は最悪の不納欠損処理に至った者です。幸いにもここ数年、本市では逮捕者が出ていないようですが、いつ逮捕者が出てもおかし

くないと私は危惧しております。もし逮捕者（自首を除く）が発現すると、習志野市の生活保護行政の信頼性は大幅に低下すると伴に、給付された金銭を基に清貧に努め、最低限度の生活を営んでいる大多数のまっとうな受給者に対しても市民社会からの蔑視を助長することが強く懸念されます。また、生活保護制度に対する忌避感が増大し、真に困窮した日本人が申請を躊躇（ためら）うことも懸念され、そうなると「優しさで繋がる街」の実現も遠のことになろうかと思います。

### 【陳情項目】

- ① 習志野市から直近の千葉市のような逮捕者（上記）を発現させないため、受給者の見守り等を強化してください。
- ② 存命の外国人不正受給者に対し不納欠損処理は行わないでください。  
＊生活保護を受給する権利がないにもかかわらず、勝手にこれを申請し（一例として添付の資料8及び9に記載のフィリピン人）、市は人道的見地から準用し施して差し上げたにもかかわらず、その市（国）による温情を裏切り、当外国人は不正受給を行い、挙句の果てに、その不正受給を欠損処理（＝債権放棄）するという外国人及び市の一連の所業は社会的に容認できる範囲を逸脱していると思料されるため。

令和4年5月27日

習志野市鷺沼台4-7

緒方賀利

習志野市議会議長 清水 大輔 様

### 〔添付資料明細及び補足〕

- ・資料はすべて習志野市役所健康福祉部より受領したものです。

＊恐れ入りますが熟読、考察ください。なお、念のため記しますが、資料等は「個人が特定される内容（個人情報）」に該当しないことが令和3年12月市議会で市当局から答弁されております。細部は議事録をご確認ください。

1. 平成29年度末時点での高額不正受給世帯（要返還金200万円以上=ワースト15世帯）

＊過年度返還状況等内訳はA世帯のみ抜粋

なお、本資料の「A世帯」と資料9（下記）の「通し番号31」は同一世帯です。

2. 平成30年度中に新たに発覚した不正受給世帯（要返還金額ワースト5）

＊過年度返還状況等内訳は①, ②（ワースト2世帯）のみ抜粋

3. 令和元年度中に新たに発覚した不正受給世帯（要返還金額ワースト5）  
＊過年度返還状況等内訳はR元-①, R元-②（ワースト2世帯）のみ抜粋
4. 令和2年度中に新たに発覚した不正受給世帯（要返還金額ワースト5）  
＊過年度返還状況等内訳はR2-①, R2-②（ワースト2世帯）のみ抜粋
5. 過年度国籍別生活保護受給外国人世帯数及びその年代別分布  
＊令和3年度では朝鮮人（韓国籍+朝鮮籍）がトップ、フィリピン人が次点  
＊同、年代別では30代から80代まで分布するも20代以下のいわゆる若者はいない
6. 令和元年度中に新たに発覚した不正受給外国人世帯【ペルー籍1世帯】  
＊「準用」という恩を「不正受給」という仇（あだ）で返していると云わざるを得ない方
7. 令和2年度中に新たに発覚した不正受給外国人世帯【韓国籍2世帯、ブラジル籍1世帯】  
＊「準用」という恩を「不正受給」という仇（あだ）で返していると云わざるを得ない方々
8. 資料表題の通り  
＊なお、本資料下段の「平成26年度不納欠損処理世帯（フィリピン人・1,714,125円）」と資料9（下記）の「通し番号2」は同一世帯です。
9. 資料表題の通り（不納欠損=不正受給に対する市による債権償却（放棄））  
＊なお、本資料の「通し番号2」と資料8（上記）の「平成26年度不納欠損処理世帯（フィリピン人・1,714,125円）」は同一世帯です。令和2年度末時点で50代の女性で、「存命」であることを把握していますのでいまだに我が国、もっと言うと習志野市在住の可能性もあります。事実なら、かなりの強心臓の持ち主だと推察します。  
また、本資料の「通し番号31」と資料1（上記）の「A世帯」も同一世帯です。  
市役所によると、「この方の不納欠損395,000円は1回目の不正受給に対するものでありA世帯の要返還額（=2回目の不正受給分）には反映されません。」とのことです。この事からすると平成23年度末のこの方の不正受給額は750万円以上（711+39）と思料されます。令和3年7月末時点で50代の女性ですが、この方も上記フィリピン人同様かなりの強心臓の持ち主だと推察します。
10. 資料表題の通り



平成29年度末時点生活保護法第78条徴収金未納者の令和3年7月末状況

単位（円）

平成29年度末		令和3年7月末				
世帯数	未納額	平成30年度返還額	令和元年度返納額	令和2年度返納額	令和3年度中返納額	未納残額
15世帯 (日本15)	49,299,107	554,000	610,500	658,500	161,500	47,314,607

(内訳)

単位（円）

平成29年度末		令和3年7月末				
世帯	未納額	平成30年度返還額	令和元年度返納額	令和2年度返納額	令和3年度中返納額	未納残額
A世帯	6,935,500	12,000	16,500	16,500	7,500	6,883,000
B世帯	6,605,000	0	60,000	60,000	20,000	6,465,000
C世帯	4,513,846	240,000	240,000	240,000	80,000	3,713,846
D世帯	3,542,016	26,000	24,000	20,000	6,000	3,466,016
E世帯	3,428,295	0	0	0	0	3,428,295
F世帯	3,227,060	20,000	0	0	0	3,207,060
G世帯	2,775,679	0	0	0	0	2,775,679
H世帯	2,618,803	0	10,000	70,000	25,000	2,513,803
I世帯	2,567,829	0	0	0	0	2,567,829
J世帯	2,480,000	0	0	0	15,000	2,465,000
K世帯	2,377,660	0	0	0	0	2,377,660
L世帯	2,166,350	16,000	20,000	32,000	8,000	2,090,350
M世帯	2,023,465	0	0	0	0	2,023,465
N世帯	2,020,000	0	0	0	0	2,020,000
O世帯	2,017,604	240,000	240,000	220,000	0	1,317,604

単位（円）

A			
	年度当初額	返還額	年度末未納額
平成23年度	7,114,718	34,718	7,080,000
平成24年度	7,080,000	5,000	7,075,000
平成25年度	7,075,000	26,000	7,049,000
平成26年度	7,049,000	34,000	7,015,000
平成27年度	7,015,000	32,000	6,983,000
平成28年度	6,983,000	29,000	6,954,000
平成29年度	6,954,000	18,500	6,935,500
平成30年度	6,935,500	12,000	6,923,500
令和元年度	6,923,500	16,500	6,907,000
令和2年度	6,907,000	16,500	6,890,500
令和3年度	6,890,500	7,500	6,883,000

性別	女
年齢	50代
状況	存命
不正受給開始年月	H19.11
最終不正受給年月	H22.10
完済見込時期	未定

平成30年度発生生活保護法第78条徴収金未納者の令和3年9月末状況

単位（円）

平成30年度末		令和3年9月末				
世帯数	未納額	平成30年度返還額	令和元年度返納額	令和2年度返納額	令和3年度中返納額	未納残額
5世帯 (日本5)	7,180,015	20,000	80,010	175,000	148,000	6,777,005

（内訳）

単位（円）

平成30年度末		令和3年9月末				
世帯	未納額	平成30年度返還額	令和元年度返納額	令和2年度返納額	令和3年度中返納額	未納残額
①世帯	2,192,740	0	5,000	0	0	2,187,740
②世帯	1,906,125	0	24,010	120,000	60,000	1,702,115
③世帯	1,419,236	0	50,000	5,000	28,000	1,336,236
④世帯	835,651	20,000	0	0	0	835,651
⑤世帯	826,263	0	1,000	50,000	60,000	715,263

単位（円）

①			
	年度当初額	返還額	年度末未納額
平成30年度	2,192,740	0	2,192,740
令和元年度	2,192,740	5,000	2,187,740
令和2年度	2,187,740	0	2,187,740
令和3年度	2,187,740	0	2,187,740

性別	男
年齢	40代
状況	存命
不正受給開始年月	平成29年4月
最終不正受給年月	平成30年6月
完済見込時期	未定

単位（円）

②			
	年度当初額	返還額	年度末未納額
平成30年度	1,906,125	0	1,906,125
令和元年度	1,906,125	24,010	1,882,115
令和2年度	1,882,115	120,000	1,762,115
令和3年度	1,762,115	60,000	1,702,115

性別	男
年齢	70代
状況	存命
不正受給開始年月	平成27年10月
最終不正受給年月	平成29年7月
完済見込時期	未定

令和元年度発生生活保護法第78条徴収金未納者の令和3年9月末状況

単位（円）

令和元年度末		令和3年9月末			
世帯数	未納額	令和元年度返納額	令和2年度返納額	令和3年度中返納額	未納残額
5世帯 (日本5)	17,649,974	40,000	200,000	120,000	17,329,974

(内訳)

単位（円）

令和元年度末		令和3年9月末			
世帯	未納額	令和元年度返納額	令和2年度返納額	令和3年度中返納額	未納残額
R元-①世帯	10,744,945	0	0	0	10,744,945
R元-②世帯	4,410,380	0	0	0	4,410,380
R元-③世帯	1,063,277	40,000	200,000	120,000	743,277
R元-④世帯	774,800	0	0	0	774,800
R元-⑤世帯	656,572	0	0	0	656,572

単位（円）

R元-①			
	年度当初額	返還額	年度末未納額
令和元年度	10,744,945	0	10,744,945
令和2年度	10,744,945	0	10,744,945
令和3年度	10,744,945	0	10,744,945

性別	男
年齢	50代
状況	存命
不正受給開始年月	平成26年12月
最終不正受給年月	令和元年11月
完済見込時期	未定

単位（円）

R元-② 2件			
	年度当初額	返還額	年度末未納額
令和元年度	4,410,380	0	4,410,380
令和2年度	4,410,380	0	4,410,380
令和3年度	4,410,380	0	4,410,380

性別	男
年齢	40代
状況	存命
1件目	
不正受給開始年月	平成26年6月
最終不正受給年月	平成26年6月
完済見込時期	未定
2件目	
不正受給開始年月	平成26年7月
最終不正受給年月	平成30年7月
完済見込時期	未定

令和2年度発生生活保護法第78条徴収金未納者の令和3年9月末状況

単位（円）

令和2年度末		令和3年9月末		
世帯数	未納額	令和2年度返納額	令和3年度中返納額	未納残額
5世帯 (日本5)	12,281,347	475,072	50,000	12,231,347

(内訳)

単位（円）

令和2年度末		令和3年9月末		
世帯	未納額	令和2年度返納額	令和3年度中返納額	未納残額
R2-①世帯	4,246,963	172,072	30,000	4,216,963
R2-②世帯	2,513,057	20,000	0	2,513,057
R2-③世帯	2,048,992	0	0	2,048,992
R2-④世帯	1,956,101	10,000	20,000	1,936,101
R2-⑤世帯	1,516,234	273,000	0	1,516,234

単位（円）

R2-①			
	年度当初額	返還額	年度末未納額
令和2年度	4,419,035	172,072	4,246,963
令和3年度	4,246,963	30,000	4,216,963

性別	男
年齢	60代
状況	存命
不正受給開始年月	H30.8
最終不正受給年月	R2.9
完済見込時期	未定

単位（円）

R2-②			
	年度当初額	返還額	年度末未納額
令和2年度	2,533,057	20,000	2,513,057
令和3年度	2,513,057	0	2,513,057

性別	男
年齢	60代
状況	存命
不正受給開始年月	H29.12
最終不正受給年月	R1.9
完済見込時期	未定

令和3年11月4日

習志野市健康福祉部生活相談課

被保護外国人世帯数(世帯主の国籍・世帯人員)  
各年度 7月1日現在

	令和3年度		令和2年度		令和元年度		平成30年度		平成29年度		平成28年度		平成27年度		平成26年度	
	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員
韓国・朝鮮																
韓国	13	13	11	11	10	10	12	12	10	10	12	12	11	11	9	9
朝鮮	2	2	3	3	4	4	4	4	4	4						
中国・台湾	5	7	4	4	5	6	5	6	5	7	4	7	3	5	2	4
フィリピン	14	16	13	15	11	18	10	18	12	26	14	30	13	28	11	25
ブラジル	5	7	5	7	5	7	4	5	4	5	4	5	3	4	2	3
ペルー	6	13	6	14	5	13	5	12	5	11	4	8	4	9	4	10
エチオピア	1	2	1	2	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ナイジェリア	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
タイ	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	2	3	2	5	2	7
イラン	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	1	2	1	2	1	2
ウクライナ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	3	1	3
パキスタン	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	5
カメルーン	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	48	63	44	57	42	61	41	58	43	67	42	68	39	68	34	69

\* 表1は、各年度7月1日現在で、世帯主が外国人世帯。世帯主の国籍およびその世帯人数の合計

\* 被保護世帯の主が外国人およびその世帯員数であり、同居の配偶者、子、その他親族が主と同じ国籍とは断定できません。

## 令和3年度被保護外国人世帯の構成(世帯主の性別・年代)

7月1日現在

国籍	性別	10歳未満	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	90代	表1-2
		年度	世帯数	人員								
韓国	男						2	1	3	1		
	女				1		2	1	2			
朝鮮	男									1		
	女									1		
中国・台湾	男									1		
	女					2	1	1				
フィリピン	男											
	女					3	8	2	1			
ブラジル	男									1		
	女									3	1	
ペルー	男				1			1	1			
	女				1	1			1			
エチオピア	男											
	女				1							
カメルーン	男											
	女				1							
ナイジェリア	男							1				
	女											

各年度末現在 表2

年度	世帯数	人員
H26	40	72
H27	43	73
H28	42	67
H29	40	58
H30	44	61
R元	43	63
R2	46	66

\* 表2は、3月中に保護を受給した外国人を  
3月末日でカウントした資料

生活保護状況

年度	世帯数	人員
H29	1,733	2,204
H30	1,755	2,197
R元	1,773	2,226
R2	1,825	2,229

令和元年度発生生活保護法第78条徴収金未納外国人の令和3年7月末状況

単位（円）

令和元年度末		令和3年7月末				
世帯数	未納額	国籍変更	令和元年度返納額	令和2年度返納額	令和3年度中返納額	未納残額
1世帯 (ペルー)	610,155	-	60,000	0	0	610,155

(内訳)

単位（円）

令和元年度末		令和3年7月末				
世帯	未納額	国籍変更	令和元年度返納額	令和2年度返納額	令和3年度中返納額	未納残額
R元-1世帯	610,155	なし	60,000	0	0	610,155

単位（円）

R元-1			
	年度当初額	返還額	年度末未納額
令和元年度	670,155	60,000	610,155
令和2年度	610,155	0	610,155
令和3年度	610,155	0	610,155

性別	男
年齢	50代
状況	存命
不正受給開始年月	H27.9
最終不正受給年月	R1.6
完済見込時期	未定

※完済見込時期については、1年毎に経済状況等を確認し、金額の見直しを行うため、現時点での完納時期は未定となります。

令和2年度発生生活保護法第78条徴収金未納外国人の令和3年7月末状況

令和2年度末						令和3年7月末						単位 (円)	
世帯数	未納額	国籍変更	令和2年度返納額	令和3年度中返納額	未納残額	世帯数	未納額	国籍変更	令和2年度返納額	令和3年度中返納額	未納残額	単位 (円)	
3世帯 (韓国2、 ブラジル1)	555,407	-	477,140	64,000	491,407								

(内訳)

令和2年度末		令和3年7月末						単位 (円)				
世帯	未納額	国籍変更	令和2年度返納額	令和3年度中返納額	未納残額	世帯	未納額	国籍変更	令和2年度返納額	令和3年度中返納額	未納残額	単位 (円)
R2-1世帯	349,682	なし	10,000	15,000	334,682							
R2-2世帯	45,725	なし	21,000	9,000	36,725							
R2-3世帯	160,000	なし	446,140	40,000	120,000							

単位 (円)

R2-1 (韓国)			
	年度当初額	返還額	年度末未納額
令和2年度	359,682	10,000	349,682
令和3年度	349,682	15,000	334,682

性別	男
年齢	50代
状況	存命
不正受給開始年月	R1.5
最終不正受給年月	R1.12
完済見込時期	未定

単位 (円)

R2-2 (韓国)			
	年度当初額	返還額	年度末未納額
令和2年度	66,725	21,000	45,725
令和3年度	45,725	9,000	36,725

性別	女
年齢	60代
状況	存命
不正受給開始年月	H31.4
最終不正受給年月	R1.5
完済見込時期	未定

単位 (円)

R2-3 (ブラジル)			
	年度当初額	返還額	年度末未納額
令和2年度	606,140	446,140	160,000
令和3年度	160,000	40,000	120,000

性別	女
年齢	70代
状況	存命
不正受給開始年月	H29.5
最終不正受給年月	R2.6
完済見込時期	未定

※完済見込時期については、1年毎に経済状況等を確認し、金額の見直しを行うため、現時点での完納時期は未定となります。

**外国人世帯、日本人世帯別不正受給未納状況及び保護状況表**

	平成30年度末(令和元年度へ繰越分) (上段)不正受給未納世帯数 (下段)不正受給未納額	令和元年度末(令和2年度へ繰越分) (上段)不正受給未納世帯数 (下段)不正受給未納額	令和2年度末(令和3年度へ繰越分) (上段)不正受給未納世帯数 (下段)不正受給未納額
外国人世帯 (世帯主が外国籍)	2世帯 (フィリピン2) 981,731円	4世帯 (フィリピン3、ペルー) 1,983,676円	7世帯 (フィリピン3、ペルー1、 ブラジル1、韓国2) 2,285,083円
日本人世帯	92世帯 101,507,929円	95世帯 115,721,796円	101世帯 126,226,864円
合計	94世帯 102,489,660円	99世帯 117,705,472円	108世帯 128,511,947円

※未納世帯数、未納額は過去からの累計数

※令和元年度より増加したフィリピン世帯は日本人配偶者の死去により、世帯主がフィリピン人に変更したため。  
その他の増加(ペルー1、ブラジル1、韓国2)は各年度新規発生分。

平成30年度 (上段)世帯数 (下段)保護費	令和元年度 (上段)世帯数 (下段)保護費	令和2年度 (上段)世帯数 (下段)保護費
43世帯 96,538,707円	47世帯 102,465,923円	50世帯 102,140,980円
1,712世帯 3,442,207,747円	1,726世帯 3,558,912,658円	1,775世帯 3,666,477,126円
1,755世帯 3,538,746,454円	1,773世帯 3,661,378,581円	1,825世帯 3,768,618,106円

※世帯数は各年度末時点

※保護費は年間の支給総額

**年度別不納欠損(不正受給)金額**

平成26年度	8世帯 6,240,063円	日本人世帯 7世帯 4,525,938円 外国人世帯 1世帯(フィリピン) 1,714,125円	金銭債権の消滅時効による (地方自治法第236条)
平成27年度	4世帯 6,309,116円	日本人世帯 4世帯 6,309,116円	金銭債権の消滅時効による (地方自治法第236条)
平成28年度	4世帯 4,037,982円	日本人世帯 4世帯 4,037,982円	金銭債権の消滅時効による (地方自治法第236条)
平成29年度	1世帯 395,072円	日本人世帯 1世帯 395,072円	金銭債権の消滅時効による (地方自治法第236条)
平成30年度	5世帯 1,074,072円	日本人世帯 5世帯 1,074,072円	金銭債権の消滅時効による (地方自治法第236条)
令和元年度	5世帯 1,805,586円	日本人世帯 5世帯 1,805,586円	金銭債権の消滅時効による (地方自治法第236条)
令和2年度	9世帯 6,432,058円	日本人世帯 9世帯 6,432,058円	金銭債権の消滅時効による (地方自治法第236条)

令和3年11月4日  
習志野市役所健康福祉部生活相談課

不正受給者における過年度不納欠損の令和2年度末時点の生活保護受給状況の資料

年度	通し番号	欠損処理額	不納欠損者を含む世帯の令和2年度末保護状況等									
			保護の有無	世帯主と欠損時世帯主との続柄・	初度不正受給年月	金額	最新不正受給年月	金額	累積不正受給件数	性別	年齢	状況
H26年度	1	19,505	無							男	60代	H21死亡
	2	1,714,125	無							女	50代	存命
	3	370,500	無							男	70代	不明
	4	688,745	無							女	50代	不明
	5	428,387	無							女	60代	存命
	6	1,961,042	無							男	70代	H25死亡
	7	284,659	有	本人・日本	保存期間経過			1	男	60代	R3死亡	
	8	773,100	無							男	70代	存命
H27年度	9	2,440,000	無							女	70代	H23死亡
	10	745,000	無							女	60代	H23死亡
	11	2,415,616	無							男	50代	不明
	12	708,500	無							男	20代	不明
H28年度	13	58,128	無							男	50代	不明
	14	2,043,080	有	本人・日本	保存期間経過			2	女	60代	存命	
	15	770,000	無							男	60代	H24死亡
	16	1,166,774	無							男	70代	不明
H29年度	17	395,072	無							女	50代	存命
H30年度	18	350,000	無							男	70代	不明
	19	117,815	無							男	60代	不明
	20	73,692	無							男	50代	H29死亡
	21	215,875	無							男	60代	不明
	22	316,690	無							男	60代	H25死亡
R1年度	23	65,929	無							男	70代	H26死亡
	24	191,794	無							女	40代	不明
	25	330,000	無							男	40代	H27死亡
	26	333,459	無							男	60代	H26死亡
	27	884,404	無							男	60代	不明
R2年度	28	45,000	無							男	60代	H27死亡
	29	123,429	無							女	50代	存命
	30	303,468	無							女	80代	H31死亡
	31	395,000	有	本人・日本	保存期間経過	H19.11	7,114,718	2	女	50代	存命	
	32	427,738	無							男	80代	H27死亡
	33	473,300	無							男	60代	不明
	34	908,765	無							男	70代	存命
	35	1,187,529	無							女	40代	不明
	36	2,567,829	無							男	60代	H29死亡

- ・H24年度、H25年度につきまして、不納欠損関係の文書は、保存期間が経過したため、習志野市文書管理規定に基づき廃棄済みとなっております。
- ・3名分の詳細に係る文書につきましても同様に、保存期間が経過したため、習志野市文書管理規定に基づき廃棄済みとなっております。
- ・No.7、14について、これ以降の78条徴収金の発生はありません。
- ・死者の年齢については、死亡時点の年齢です。

内訳

31

年度	年度当初額	返還額	年度末未納額
H23	7,114,718	34,718	7,080,000
H24	7,080,000	5,000	7,075,000
H25	7,075,000	26,000	7,049,000
H26	7,049,000	34,000	7,015,000
H27	7,015,000	32,000	6,983,000
H28	6,983,000	29,000	6,954,000
H29	6,954,000	18,500	6,935,500
H30	6,935,500	12,000	6,923,500
R元	6,923,500	16,500	6,907,000
R2	6,907,000	16,500	6,890,500

## 生活保護費モデル世帯別基準額(令和3年度)

令和3年7月1日時点

モデル世帯	生活保護費基準額(円)	
単身高齢者世帯 (68歳男)	生活扶助費	第1類＋第2類 73,590
	住宅扶助費	46,000
	冬季加算(11月～3月)	2,630
	計(住宅・冬季含む)	122,220
高齢者2人世帯 (68歳男) (65歳女)	生活扶助費	第1類＋第2類 115,890
	住宅扶助費	55,000
	冬季加算(11月～3月)	3,730
	計(住宅・冬季含む)	174,620
母子3人世帯 (30歳女) (9歳小学生) (4歳子)	生活扶助費	第1類＋第2類 140,710
	児童養育加算	20,380
	教育扶助費	3,680
	母子加算	23,600
	小計	188,370
	住宅扶助費	59,800
	冬季加算(11月～3月)	4,240
	計(住宅・冬季含む)	252,410
	生活扶助費	第1類＋第2類 141,930
標準夫婦3人世帯 (33歳男) (29歳女) (4歳子)	児童養育加算	10,190
	小計	152,120
	住宅扶助費	59,800
	冬季加算(11月～3月)	4,240
	計(住宅・冬季含む)	216,160
夫婦4人世帯 (35歳男) (30歳女) (9歳小学生) (4歳子)	生活扶助費	第1類＋第2類 163,470
	児童養育加算	20,380
	教育扶助費	3,680
	小計	187,530
	住宅扶助費	59,800
	冬季加算(11月～3月)	4,580
	計(住宅・冬季含む)	251,910